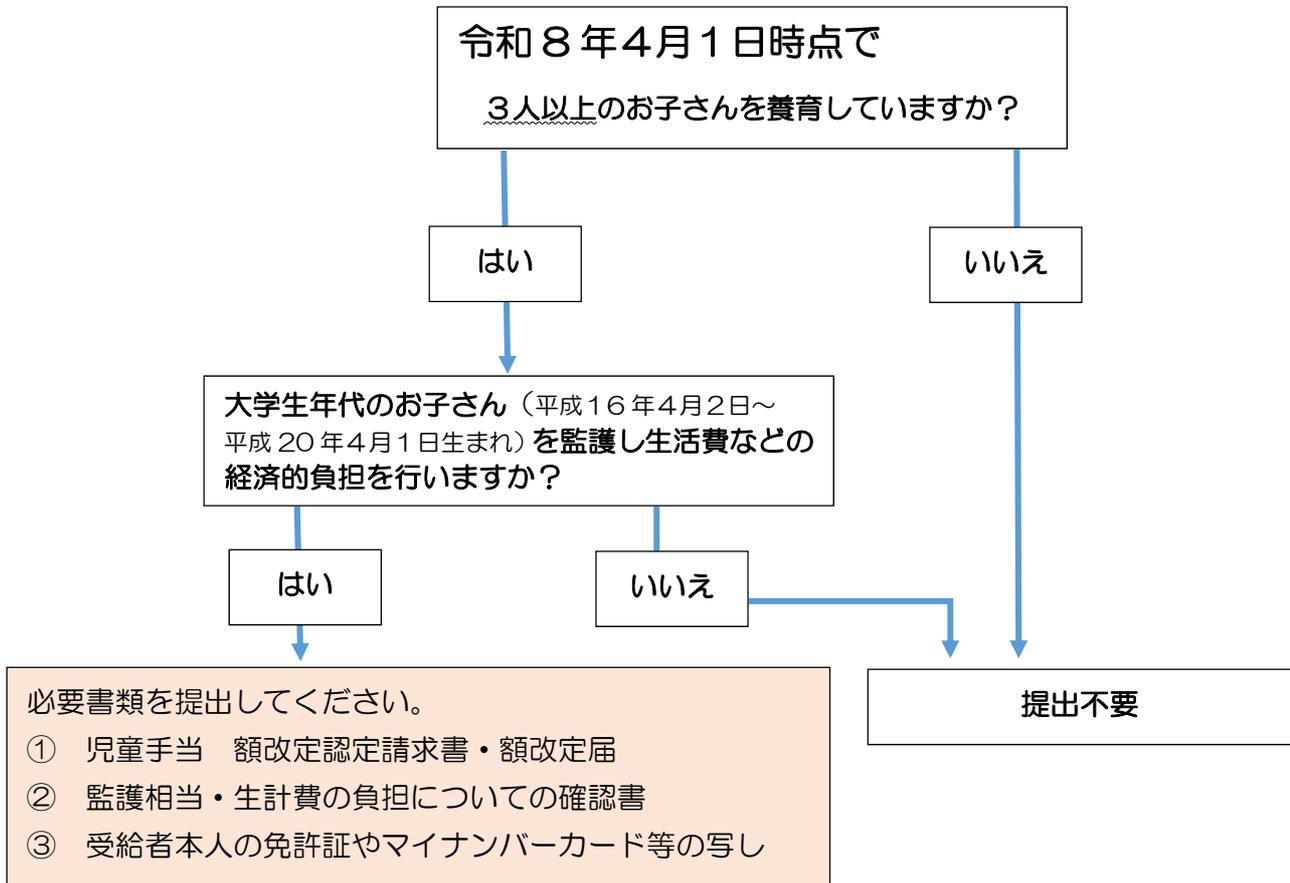


<手続き要非確認フロー>



※ 提出書類について疑義が生じた場合には、同居の際には健康保険証の写し、別居の際には仕送りの事実が確認できる通帳の写し・子が居住する家の契約者であることや家賃等の支払を行っていることを証明できるもの等の提出を求められることがあります。